

【議題（２）の資料】

中部国際空港P I 評価委員会設置要綱（案）

（名称）

第1条 本会は、中部国際空港P I 評価委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、中部国際空港P I 推進協議会（以下「協議会」という。）が行うパブリック・インボルブメント（以下「P I」という。）について、プロセスや結果に関する助言及び評価を行うことにより、P Iの透明性や公平性、公正性を確保することを目的とする。

（所掌事務）

第3条 委員会は、中部国際空港滑走路増設に関するP Iについて、次の事項の助言及び評価を行う。

- （１）P I実施計画に関すること
- （２）P Iレポートに関すること
- （３）P I実施期間中のP I活動に関すること
- （４）P I実施結果に関すること
- （５）その他、委員会が必要と認めること

（構成）

第4条 委員会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。

2 委員の変更の際には、委員会の承認を必要とする。

（中立性）

第5条 委員は、委員会の目的に照らし、特定の団体、利害関係者等の利害を代表してはならない。

（任期）

第6条 委員の任期は、委員会の所掌事務が完了するまでとする。

（委員長）

第7条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員長が職務を遂行できない場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の運営）

第8条 委員会は、委員長が招集し運営する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会は、協議会に対して委員会の会議への出席及び委員会の運営に必要な資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

【議題（２）の資料】

第9条 委員は、個人を識別させる情報、個人の権利利害を害する恐れのある情報及び公開することが適切でない情報を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委員の職を退いた後も同様とする。

（公開）

第10条 委員会については、公開することが適切でない情報を除き、原則として公開とする。

（庶務）

第11条 委員会の庶務は、中部国際空港株式会社が行う。

（その他）

第12条 この要綱に定めのない事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

中部国際空港P I 評価委員会 委員

（五十音順、敬称略）

氏名	職業
飯尾 歩	中日新聞論説委員
岡田 恭明	名城大学教授
加藤 一誠	慶応義塾大学教授
久志本 修一	弁護士
森川 高行	名古屋大学教授